

【別添】

○共済事業向けの総合的な監督指針

新 旧 対 照 表

改 正 後	現 行
<p>Ⅱ 共済事業監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－４ 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－４－２ 共済推進管理態勢</p> <p>Ⅱ－４－２－２ 共済推進上の留意点</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 農協法第11条の21関係（意向の把握・確認義務）</p> <p>組合又は共済代理店は、農協法第11条の21の規定に基づき、利用者の意向を把握し、これに沿った共済契約の締結等の提案、当該共済契約の内容の説明及び共済契約の締結等に際して、利用者の意向と当該共済契約の内容が合致していることを利用者が確認する機会の提供を行っているか。</p> <p><u>なお、利用者への意向の把握・確認は、利用者本人、成年後見人等の法定代理人又は利用者本人若しくは法定代理人から当該共済契約の締結等に係る委任を受けた者（以下（2）において「利用者本人等」という。）に対して行うものであることから、利用者本人等以外の者に対してのみ行った場合（例えば、利用者本人の親族に対してのみ行った場合等）は規則第231条第5項第4号に規定する不祥事件に該当するので、留意するものとする。</u></p> <p>①～④ (略)</p> <p>(3)～(11) (略)</p> <p>Ⅱ－４－３ 共済代理店関係</p> <p>Ⅱ－４－３－５ 事業報告書</p> <p>共済代理店の事業報告書の記載要領等は、以下のとおりとする。</p>	<p>Ⅱ 共済事業監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－４ 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－４－２ 共済推進管理態勢</p> <p>Ⅱ－４－２－２ 共済推進上の留意点</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 農協法第11条の21関係（意向の把握・確認義務）</p> <p>組合又は共済代理店は、農協法第11条の21の規定に基づき、利用者の意向を把握し、これに沿った共済契約の締結等の提案、当該共済契約の内容の説明及び共済契約の締結等に際して、利用者の意向と当該共済契約の内容が合致していることを利用者が確認する機会の提供を行っているか。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(3)～(11) (略)</p> <p>Ⅱ－４－３ 共済代理店関係</p> <p>Ⅱ－４－３－５ 事業報告書</p> <p>共済代理店の事業報告書の記載要領等は、以下のとおりとする。</p>

(1) 規則別紙様式第1号(1)

「1. 事業概要」の記載に当たっては、以下に留意する。

① 「(1) 共済代理店委託契約締結年月日」欄は、委託契約を締結した組合ごとに記載する。

② 「(5) 役員及び使用人の状況」欄は、期末の状況を記載する。取扱いがないものについては、空欄とする。

(削る。)

③ 「(12) 委託を受けている組合数の推移(直近3ヵ年度)」欄は、各期末の状況を記載する。

④ 「(17) 共済契約の締結の代理又は媒介に係る苦情処理に関する事項」「ロ 苦情の件数」欄は、組合に報告した数について各期末の状況を記載する。

(削る。)

(2)・(3) (略)

II-4-6 利用者の保護等

II-4-6-1 利用者に対する説明責任、適合性原則

II-4-6-1-1 利用者保護を図るための留意点

(1)・(2) (略)

(3) 高齢者に対する共済推進は、適切かつ十分な説明を行うことが重要であることに鑑み、内部規則等に高齢者の定義を規定するとともに、高齢者や共済の仕組みの特性等を勘案した上で、きめ細かな取組やトラブルの未然防止・早期発見に資する取組を含めた共済推進方法を具体的に定め、実行しているか。

その際の実施方法としては、例えば、以下のような方法を実施するなどの適切な取組がなされているか。

ア 共済推進時に親族等の同席を求める方法。

イ 共済推進時に複数の役職員による共済推進を行う方法。

(1) 規則別紙様式第1号(1)

① 「1. 事業概要」

ア 「(1) 共済代理店委託契約締結年月日」欄は、委託契約を締結した組合ごとに記載する。

イ 「(3) 役員及び使用人の状況」欄は、期末の状況を記載する。取扱いがないものについては、空欄とする。

ウ 「(4) 事務所の状況」欄は、共済代理店が所在する事務所について、期末の状況を記載する。

エ 「(5) 委託を受けている組合数の推移(直近3ヵ年度)」欄は、各期末の状況を記載する。

(新設)

② 「3. 共済契約の締結の代理又は媒介に係る苦情の発生件数(直近3ヵ年度)」
原則として組合における苦情の定義に基づき、各期末の状況を記載する。

(2)・(3) (略)

II-4-6 利用者の保護等

II-4-6-1 利用者に対する説明責任、適合性原則

II-4-6-1-1 利用者保護を図るための留意点

(1)・(2) (略)

(3) 高齢者に対する共済推進は、適切かつ十分な説明を行うことが重要であることに鑑み、内部規則等に高齢者の定義を規定するとともに、高齢者や共済の仕組みの特性等を勘案した上で、きめ細かな取組やトラブルの未然防止・早期発見に資する取組を含めた共済推進方法を具体的に定め、実行しているか。

その際の実施方法としては、例えば、以下のような方法を実施するなどの適切な取組がなされているか。

ア 共済推進時に親族等の同席を求める方法。

イ 共済推進時に複数の役職員による共済推進を行う方法。

<p>ウ 共済契約の申込みの検討に必要な時間的余裕を確保するため、複数回の共済推進機会を設ける方法。</p> <p>エ 共済推進を行った者以外の者が共済契約申込みの受付後に高齢者へ電話等を行うことにより、高齢者の意向に沿った仕組みの内容等であることを確認する方法。</p> <p>また、高齢者や共済の仕組みの特性等を勘案した上で、共済推進内容の記録（録音、報告書への記録等）・保存や契約締結後に契約内容に係るフォローアップを行うといった適切な取組がなされているか。</p> <p>これらの高齢者に対する共済推進に係る取組について、取組の適切性等の検証等を行っているか。</p> <p><u>（注）高齢化の進展等により、将来的に誰もが認知機能等の低下に直面する可能性が考えられるため、利用者の認知機能等の低下に伴うトラブルの未然防止・早期発見に資する取組を含めた共済推進方法を具体的に定め、適切に実行するとともに、これらの高齢者に対する取組について事後的に適切性等を検証し、必要に応じて改善を図ることが求められる。</u></p> <p>（４）～（６） （略）</p>	<p>ウ 共済契約の申込みの検討に必要な時間的余裕を確保するため、複数回の共済推進機会を設ける方法。</p> <p>エ 共済推進を行った者以外の者が共済契約申込みの受付後に高齢者へ電話等を行うことにより、高齢者の意向に沿った仕組みの内容等であることを確認する方法。</p> <p>また、高齢者や共済の仕組みの特性等を勘案した上で、共済推進内容の記録（録音、報告書への記録等）・保存や契約締結後に契約内容に係るフォローアップを行うといった適切な取組がなされているか。</p> <p>これらの高齢者に対する共済推進に係る取組について、取組の適切性等の検証等を行っているか。</p> <p>（新設）</p> <p>（４）～（６） （略）</p>
---	---

附 則（令和 6 年 1 月 10 日付け 5 経営第 2231 号経営局長通知）

（施行日）

第 1 条 本通知は、公布の日から施行する。ただし、Ⅱ－４－３－５の規定は農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年農林水産省令第 1 号）の施行の日（令和 6 年 1 月 10 日）から施行する。

（経過措置）

第 2 条 本通知による改正後のⅡ－４－３－５の規定については、令和 6 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度に係る事業報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る事業報告書については、なお従前の例による。